

教育委員会名	北海道教育委員会
--------	----------

I 概要

1 選択したテーマ

テーマ	取組項目	選択
①人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるための校内支援体制に関する研究	(ア) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、原則、保護者が医療的ケアを実施しないかつ学校における待機が不要な医療的ケア実施体制を構築するための研究	
	(イ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者と看護師・教員等との役割を明確に分担し、保護者の負担軽減を図るための医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
	(ウ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者から学校で医療的ケアを実施する看護師・教員等への引継ぎを短期間で安全に行える医療的ケア実施体制を構築するための研究	
	(エ) 訪問教育を受けている児童生徒が通学籍として学校に安全・安心に通学可能となることを目的として医療的ケア実施体制を構築するための研究	
②人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含めた学校における医療的ケア実施に対応するための医療的ケア実施マニュアル等策定に関する研究	(ア) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するための医療的ケア実施マニュアル等を策定するための研究	○
	(イ) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するために、医療的ケアを実施する教員・看護師の役割分担及び協力体制等を考慮した研修テキスト等を策定するための研究	
③地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえた医療的ケア連携体制に関する研究	(ア) 医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない学校を指定し、学校における医療的ケア実施体制を構築するための医療的ケア連携体制に関する研究	
	(イ) 地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえ、医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない教育委員会・学校が医療的ケアの実施体制が整備されている教育委員会等と連携し医療的ケア実施体制を構築するための連携体制に関する研究	

2 研究の概要

- ① 人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるための校内支援体制に関する研究
 - (イ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者と看護師・教員等との役割を明確に分担し、保護者の負担軽減を図るための医療的ケア実施体制を構築するための研究
 - 指導医（人工呼吸器の管理等医療的ケアに精通した医師）による、モデル校（人工呼吸器の管理を必要とする児童生徒が通学生として在籍する道立特別支援学校）及び要請があった特別支援学校への巡回相談や、校内委員会への参加及び助言、教職員を対象とした校内研修の開催による、高度な医療的ケアを必要としている幼児及び児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）への支援体制の充実
 - 医療的ケア児の在籍する学校の看護師及び教職員を対象とした、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「高度医療的ケア児」という。）に対応できる、高い専門性を身に付けることを目的とした研修会の開催
- ② 人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含めた学校における医療的ケア実施に対応するための医療的ケア実施マニュアル等策定に関する研究
 - (ア) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するための医療的ケア実施マニュアル等を策定するための研究
 - 「医療的ケア実施のためのハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）の改訂による、特別支援学校において高度な医療的ケアを安全に実施するための校内体制づくりの手順や確認項目の整理
 - ・人工呼吸器ケアガイドライン・気管カニューレガイドラインの作成
 - ・指導医配置や連携の在り方に関する検討
 - 医療的ケア実施校の教職員（看護師を含む）に対する、高度な医療的ケア実施に係る基本的な知識や実施に係る体制整備に関する意識調査の実施

3 研究の内容等

（背景・課題意識・提案理由）

平成 28 年 6 月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立に伴い、都道府県教育委員会は、医療的ケア児やその保護者の意向を可能な限り尊重しつつ、関係機関等と連携しながらその教育的ニーズにより一層応えられるよう体制を整備することが求められている。

本道においては、高度医療的ケア児が、これまで在籍の多かった肢体不自由特別支援学校だけでなく、他障がい種の特別支援学校にも在籍しているほか、一人当たりの医療的ケアの行為数が増加するなど、障がいの重度・重複化への対応が求められている。このような中、医療的ケア児が安全に学校生活を送ることができる校内体制を整備し、充実した学びを実現できるよう、校内支援体制の充実を図ることが急務となっている。

そこで、道教委では、指導医による巡回相談や校内委員会における助言等を通して、高度医療的ケア児が安全に、かつ安心して学ぶことができる校内支援体制づくりを支援していきたいと考え、本事業に取り組むこととした。

(モデル校の選定理由)

平成 30 年度に人工呼吸器の管理を必要とする児童生徒が通学生として在籍する特別支援学校 3 校をモデル校として選定した。

3 校はそれぞれ、次のとおり異なる特色があり、広域な本道における体制整備について、幅広い視点から検討できると考え選定した。

北海道札幌養護学校共栄分校

- ・札幌近郊に所在する、知的障がい特別支援学校であるが、多くの児童生徒が肢体不自由を重複している。

北海道拓北養護学校

- ・札幌市内に所在する肢体不自由特別支援学校であり、道内で最も多くの医療的ケア児が在籍している。

北海道帯広養護学校

- ・道東地域に所在する知的障がい特別支援学校であり、大半が知的障がいのみの児童生徒であるが、肢体不自由のある児童生徒が複数在籍している。

(事業の目標)

医療的ケアに精通した指導医による巡回指導や助言等を通して、人工呼吸器の管理等の高度医療的ケア児に対する校内支援体制の充実を図る。

(研究仮説)

高度医療的ケア児を保護者の付添いなしに受け入れるための体制を整備するためには、指導医が複数回モデル校を訪問し、校内の役割分担や緊急時の対応について協議するとともに校内研修を実施することにより、本道の広域性や各校の実情に応じた体制整備の在り方を明らかにできるのではないかと考えられる。

また、その成果をハンドブックとしてまとめることにより、研究成果を広く周知することができるのではないかと考えられる。

(取組内容)

①教育委員会としての取組

- 指導医の委嘱
- 指導医による巡回相談実施に係る調整
- モデル校の教員及び看護師に対する、高度な医療的ケアを実施に関する意識調査
- 「医療的ケア実施のためのハンドブック（改訂版）作成会議」（以下「ハンドブック作成会議」という。）の開催
 - ・人工呼吸器ケアガイドライン・気管カニューレガイドラインの作成
 - ・指導医配置や連携の在り方に関する検討
- 「高度な医療的ケアに対応するための研修会」の開催
- 医療的ケア実施校の教職員（看護師を含む）に対する、高度な医療的ケア実施に係る基本的な知識や実施に係る体制整備に関する意識調査の実施

②モデル校における取組

- 指導医による巡回相談の実施
- 指導医及び関係機関の参加による、校内支援体制検討会議の開催
- 医療的ケアに係る校内研修会の開催
- ハンドブック作成会議への参画

(評価の観点及び評価の方法)

- モデル校において、高度な医療的ケア実施にかかわる、校内の役割分担や緊急時対応、関係機関との連携体制の構築等、校内支援体制が構築できたか。
 - ・校内委員会等において、事業実施前後の校内支援体制について、比較検討を行う。
- 指導医による研修の実施により、モデル校の教員や看護師が、高度な医療的ケアに関する基本的な対応等についての知識を習得できたか。
 - ・研修時のアンケートの実施
- モデル校における成果が、ハンドブックの改訂に反映されたか。
 - ・「医療的ケア連携協議会」においてモデル校の成果について報告し、その内容がハンドブックに反映されたか。

4 事業を通じて得られた主な成果

- 巡回相談では、保護者の付添い等の負担を軽減するための校内体制、体調の急変や地震等の自然災害時における緊急体制の在り方について整理することができた。
- 平成 29 年度から、モデル校に対して各校年 3 回、計 6 回ずつ巡回相談を実施したことにより、巡回教育相談に携わった管理職や教員、養護教諭、看護師等の教職員が主体的に医療的ケア実施体制の充実に向けた方策について提案するなど、意識の向上が図られた。
- 看護師の専門性向上を目的とした研修を実施し、モデル校における実践事例の交流や協議、気管カニューレ事故抜去時の対応に関するシミュレーターを用いた演習等を行った。
- 指導医、モデル校教職員、関係部署職員等により構成する会議において本事業の成果等を交流し、ハンドブックの内容の充実につながった。
- 巡回相談において検討した高度医療的ケア児受入れまでの手順、人工呼吸器の管理や気管カニューレ事故抜去への対応に関するチェックリストの作成を通して、校内支援体制の充実に向けたハンドブックの「試案」を取りまとめることができた。

5 課題と今後の方策

- 管理職や看護師、医療的ケアを実施している教員については、主体的に体制整備に取り組もうとする様子が見られるようになってきたものの、それ以外の教職員に対して、医療的ケアを行う意味や意義について、理解啓発を図る必要がある。
- 現在は 1 名の指導医が巡回相談等を全て行っているが、今後、広域で学校が分散している本道における指導医の配置人数や方法等についての検討が必要である。
- 小・中学校等における医療的ケア実施体制に関する問合せ等が寄せられており、特別支援学校のノウハウの活用による、小・中学校等における体制整備が求められている。